

白川台中学校 きまりの改定について

令和 6 年 1 月 9 日 改訂

	現行	変更後
頭髪	・ 染色、パーマ不可。 ・ 胸の位置より長くなればくくる。 ・ 結ぶ位置は定めない。	・ 染色、パーマ不可。 ・ 髪ゴムの色は問わない。シュシュ等の飾り付きは不可。 ・ 髪は結ばなくてよい。しかし、運動時や式典等、指示があればくくる。
防寒具	・ 防寒具としてマフラー、手袋、ニット帽を認める。	・ 登下校時の防寒具は指定しない。ただし、教室では使用不可とする。(学校指定のウインドブレーカーは使用可) また、脱いだ際に周りの迷惑とならないサイズのものとする。 ・ 耳あて、ひざ掛け使用可。
その他		・ 考査当日のみ腕時計の使用を認める。ただし、時計機能以外があるものは認めない。また、事前に担任の先生への申し出をした場合のみとする。